

平成29年5月1日

会員事業場 様

一般社団法人 岸和田労働基準協会

## 「電気（低圧）取り扱い業務」に係る特別教育（学科）の開催について

労働安全衛生法第59条3項、同規則第36条4号に電気（低圧）取り扱い業務に就く者は、特別教育の修了者でなければならないと規定されています。

このたび、上記特別教育を事業者に代わって下記により実施いたしますので、該当事業場様におかれましては、この機会にもれなく受講されますようご案内いたします。

### 記

- 1 日 時 平成29年7月25日（火） 午前9時～午後5時30分
- 2 会 場 大阪鉄工金属団地協同組合会館（裏面地図参照）
- 3 受講料 会 員 1名 ￥7,725（テキスト代・消費税含）  
会 員 外 1名 ￥8,755（テキスト代・消費税含）
- 4 申込締切 7月14日（金） 定員30名
- 5 申込方法 申込書に、必要事項ご記入の上受講料を添えて協会までお申込みください。

（※お振込の場合）

振 込 先：池田泉州銀行泉州営業部 普通口座 0114123

口座名義人：一般社団法人岸和田労働基準協会

シャ）キシワダロウドウキジュンキョウカイ

※1 車をご利用の方は、駐車場のスペースが16台のスペースしかありませんので、電車等の交通機関をご利用下さい。なお、先着順にて1社に1台の割合で駐車予約券をお渡しいたします。

駐車予約券のない方は、駐車できませんので予めご了承の程お願いいたします。

2 申込後欠席及び取消しされても受講料は返金いたしません。

- 6 修了証交付 全講義を受講された方には学科修了証を交付致しますので印鑑をご持参ください。また、既に当協会の他の特別教育を受講され特別教育修了証をお持ちの方は講習会当日会場で受付時にご提出願います。

（注）実技教育については、厚生労働省告示の教育規定により事業所にて行ってください。

- 7 講習内容 1 低圧電気に関する基礎知識 2 低圧の電気設備に関する基礎知識  
3 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識  
4 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 5 関係法令

※「電気（低圧）取り扱い業務」とは

低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務をいう。

（お問合せ等は、一般社団法人 岸和田労働基準協会 電話 072-431-0321）

「電気（低圧）取り扱い業務」に係る特別教育（学科）受講申込書

受付 番号	ふりがな 氏名	生年月日	現住所	
			住所	

平成 年 月 日

所在地

事業場名

代表者職氏名

印

電話番号

FAX番号

担当者名

駐車券希望の有無記入欄 有・無